

第2部

平成22年度において
ものづくり基盤技術の
振興に関して講じた施策

ものづくり基盤技術の研究開発に関する事項

「新たな経済成長」の実現に向けて

日本経済・産業の深刻な「行き詰まり」を直視し、国を挙げて産業のグローバル競争力強化に乗り出すべく、経済産業省は、2010年6月に今後の産業構造の方向性と必要な政策提言として「産業構造ビジョン2010」を取りまとめた。同ビジョンで提言された施策の多くは、同月閣議決定された「新成長戦略」にも盛り込まれている。「新成長戦略」では、「グリーン・イノベーション」、「ライフ・イノベーション」、「アジア経済」、「観光・地域」を成長分野に掲げ、これらを支える基盤として「科学・技術・情報通信」、「雇用・人材」、「金融」に関する戦略を実施することとしている。我が国経済産業の基盤となるものづくりについても、これらの方針に沿って新たな経済成長を実現すべく、必要な施策を講じている。

第1節 ものづくり基盤技術に関する研究開発の推進等

1. ものづくり基盤技術に関する研究開発の実施及びその普及

(1) 研究開発税制等の推進

① 研究開発税制（減収見込 2,358億円（2010年度））

・試験研究費の総額に係る税額控除制度

試験研究費の総額に対して、試験研究費割合（試験研究費総額の売上高に占める割合）に応じて8%～10%※1の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる措置を引き続き講じた。また、2009年度経済危機対策による時限付き措置として、①2009、2010年度に税額控除ができる限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、②2009、2010年度に生じる税額控除限度超過額について、2011、2012年度に税額控除の対象とする措置を講じている。

・中小企業技術基盤強化税制

中小企業等が行う研究開発活動に対して、試験研究費の12%の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる措置を引き続き講じた。

また、2009年度経済対策による時限付き措置として、①2009、2010年度に税額控除ができる限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、②2009、2010年度に生じる税額控除限度超過額について、2011、2012年度に税額控除の対象とする措置を講じている。

・試験研究費の増加額等に係る税額控除制度

上記に加え、試験研究費の増加額に係る税額控除制度又は平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除制度のいずれか（上記の制度とは別に、当期の法人税額の10%を限度）を選択して適用できる措置を引き続き講じた。

② 中小企業投資促進税制（減収見込 1,288億円（2010年度））

中小企業等が、中小企業の設備投資を促進し、その生産性の向上を図るため、一定の取得価額以上の対象設備を取得した場合に、30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用（税額控除については資本金3,000万円以下の中小企業等が対象）ができる制度を引き続き講じた。

【対象設備の内容】

機械装置、器具備品、ソフトウェア、普通貨物自動車等

③ 中小企業等基盤強化税制（減収見込 319億円の内数（2010年度））

一定の中小企業等が行う一定の情報基盤強化設備等の取得等を行った場合に、30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用ができる措置を講じた。

① サーバー用 OS※2、当該サーバー用 OS がインストールされたサーバー用の電子計算機、及びサーバー用の仮装化ソフトウェア

② データベース管理ソフトウェア※2又は当該データベース管理ソフトウェア及び当該データベースを構成する情報を加工する機能を有するソフトウェア

③ 連携ソフトウェア※2

④ 不正アクセス防御ソフトウェア又は不正アクセス防御装置※2（①、②、③のいずれかと同時に取得されるものに限る。）

(2) 特定研究分野における技術開発支援

① 技術戦略マップの策定

将来の社会・国民のニーズや技術の進歩・動向等を見据えた「技術戦略マップ」を2005年に初めて策定した後、内容の見直し及び分野拡充等を行い、毎年改訂して

※1 特別試験研究費がある場合の税額控除割合は、12%から試験研究費の総額に係る税額控除割合を控除した割合。

※2 ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの。

いる。2010年6月には、前年度の30分野から31分野に拡充し、「技術戦略マップ2010」として公表した。

この技術戦略マップを研究開発マネジメントに活用するとともに、幅広く産学官に提供し、研究開発の企画・実施に携わる人々のコミュニケーションツールとしても活用している。

②研究開発プロジェクトの着実な推進（1,729億円）

研究開発プロジェクトを下記7つの分野に体系化し研究開発と、その成果の市場化に必要な関連施策（規制改革、標準化等）とを一体的に推進し、科学技術の振興によるイノベーションの創出を促進した。

- ① IT 分野
- ② ナノテク・部材分野
- ③ ロボット・新機械分野
- ④ エネルギー分野
- ⑤ 環境安心分野
- ⑥ 健康安心分野
- ⑦ 航空機・宇宙産業分野

③先端的 IT による技術情報統合化システムの構築に関する研究開発（（独）理化学研究所運営費交付金の内数）

既存のソフトウェア（CAD）では表現できなかった物体内部の複雑な構造を表現できる「VCAD（ブイキャド）データ形式」を開発した。この技術を用いることにより、設計から解析、加工、計測を同一システム内で扱うことが可能となる。特に、設計図面のない物体のデータ化が可能となったことから、生きた細胞の精密なモデルを作成し、その中で低分子化合物やタンパク質がどのように移動し機能するかを体系的・定量的に解明するための研究開発を進めた。

また、本システムについては、累計51本の基本プログラムをインターネット上で無償公開するとともに、ユーザーである企業とともに立ち上げた特定非営利活動法人VCADシステム研究会において、開発してきたソフトウェアの普及を積極的に推進し、解析技術の成熟化をさらに促すとともに、ものづくりの現場における具体的課題の解決に取り組んだ。

④産学イノベーション加速事業（先端計測分析技術・機器開発）（（独）科学技術振興機構運営費交付金の内数）

独創的な研究開発活動を支える基盤を整備するため、先端計測分析技術における革新的な要素技術開発、機器開発や、実用化・研究開発現場への早期普及を目指すプロトタイプ機の性能実証及びソフトウェア開発を推進した。

⑤スーパー・アナライザー開発テクノロジー研究（（独）理化学研究所運営費交付金の内数）

「観察する」、「加工する」、「解析する」というものづくり加工の要素を一元的に行う「アナライザーテクノロ

ジー」の確立を目指し、機器の高機能微細制御を可能とするマイクロ部品（自由曲面を有するナノ精度光学素子等）の加工技術の高度化を進め、素材の複雑形状の微細加工技術の開発に取り組んでいる。

⑥ナノテクノロジー・ネットワーク（13億3百万円）

ナノテクノロジー研究に用いられる主要な最先端設備の利用機会を若手研究者などに提供して研究能力の向上を図るとともに、運用拠点間・ユーザー間の情報交換・交流の場作りにより分野やセクターを超えた連携・協力を推進した。

⑦元素戦略プロジェクト（5億20百万円）

エレクトロニクス、自動車、情報通信等の先端産業に必須なレアメタル、レアアース等の希少元素について、材料機能の発揮に果たしている役割の徹底解明に基づく代替材料開発を推進した。2010年度は、特に、インジウムフリーの透明電極材料、ディスプレイ用フリーのハイブリッド自動車用磁石について、実用化の目処を得た。

⑧イノベーション創出の基盤となるシミュレーションソフトウェアの研究開発（5億20百万円）

ものづくりに必要となる高性能・精緻化した最先端の複雑・大規模シミュレーションソフトウェアの研究開発を緊密な産学連携体制の下で推進した（イノベーション創出の基盤となるシミュレーションソフトウェアの研究開発事業）。本事業で開発したソフトウェアは、フリーソフトウェアとして広く一般に公開されている。2010年度は、中小企業を含む産業界のニーズを踏まえたシミュレーションソフトウェアの実用化に向けた評価・試験を実施。また、更なる産業界への普及促進のため、共通基盤的なユーザインターフェースの開発を実施し、2010年度は詳細設計及びプロトタイプ開発を行った。

⑨ベンチャー企業の創業加速のための施策の検討及び支援

製薬産業の競争力を強化させるための検討の場として、2009年11月からバイオ・イノベーション研究会を開催し、バイオ医薬品の開発において重要な役割を持つバイオベンチャーの技術への集中的な支援、実用化を促進するための体制構築など具体的な支援策をまとめた報告書を2010年6月に公表した。また、産業革新機構による我が国初の知財ファンドとなるLSIP及びバイオベンチャーへの出資を実施した。

（3）国家基幹技術の開発・利用によるものづくり基盤の強化

①X線自由電子レーザーの開発・利用（43億1百万円）

X線自由電子レーザーは、従来の10億倍を上回る明るさのX線レーザーを発振し、レーザーと放射光の特徴を併せ持つ光を用いて原子レベルの超微細構造、化学反応

の超高速動態・変化を瞬時に計測・分析することを可能とする世界最高性能の研究基盤施設である。本施設を広く研究者等の利用に供することにより、医薬品や燃料電池の開発、光合成のメカニズムの解明など、幅広い研究分野で革新的な成果を生み出すことが期待されている。2010年9月には本体整備が完了し、2011年3月には、名称がSACLA (SPRING-8 Angstrom Compact free electron Laser) に決定した。今後は、2012年3月の供用開始を目指して調整運転を実施していくこととなる。

②革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ (HPCI) の構築 (227億79百万円)

革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ (HPCI) は、次世代スーパーコンピュータ「京」を中核とし、全国の大学や研究所などに設置されている主要なスーパーコンピュータをネットワークで結び、利用者の多様なニーズに応える計算環境を実現するものである。「京」は2012年6月までに10ペタフロップスを達成し、同年11月には共用開始の予定であり、またHPCIは、「京」の共用開始に合わせて運用を開始することとしている。2010年度は「京」の製造を開始し、2011年3月末に一部稼働した。

また、「次世代ものづくり」を含む戦略分野^{※3}における研究開発や我が国の計算科学技術体制の整備を行う「HPCI 戦略プログラム」を実施し、2010年度は、2011年度からの本格実施に向けた準備研究を行った。

(4) 提案公募型の技術開発支援

①中小企業技術革新制度 (SBIR 制度)

中小企業新事業活動促進法に基づき、関係省庁が連携し、新産業の創出につながる新技術開発のための補助金・委託費等を特定補助金等として指定し、中小企業者等に対する特定補助金等の交付に関する支出目標等を作成し、中小企業者等への支出機会の増大を図った (2010年度の目標額は約435億円)。その技術開発の成果を事業化につなげるために、特許料等の減免、特別の貸付制度、信用保証の特例等の措置に加え、段階的競争選抜方式による研究開発等を着実に実施した。

②戦略的基盤技術高度化支援事業 (250億2百万円)

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、特定ものづくり基盤技術 (鋳造、鍛造、切削加工、めっき等の20技術分野) の高度化に資する中小企業の研究開発から試作まで含む取組を支援した。

③地域イノベーション創出研究開発事業 (34億40百万円)

研究開発を起点とした新事業、新産業創出による地域経済の活性化を図るため、地域の産学官の研究体による研究開発を実施した。

④イノベーション実用化助成事業 ((独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費交付金の内数)

民間企業等の有する有用な技術シーズの実用化に向けた開発への取組を支援するため、科学技術基本計画における重点推進4分野・推進4分野等に対応した実用化開発を行う民間企業等に対し、技術開発費の補助を行った。また、2009年度まで大学等の研究成果を活用して産学が連携して実施する実用化開発を対象に補助を行っていた「大学発事業創出実用化研究開発事業」を統合し、当該事業の既採択テーマに対する補助を併せて実施した。

⑤産業技術研究助成事業 ((独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費交付金の内数)

産業技術力強化の観点から、産業界のニーズや社会のニーズに応える産業技術シーズの発掘や産業技術人材の育成を図るため、技術領域・課題を提示した上で、大学、独立行政法人等の若手研究者から研究開発テーマを募集し、厳正な外部評価により独創的かつ革新的な研究テーマを選定し、研究者個人を特定して助成金の交付を行った。

⑥中小企業等の研究開発力向上及び実用化推進のための支援事業 (9億円)

中小企業等の先端的・独創的な技術の実用化を推進するため、高度な知見・技術・設備等を有する公的研究機関との共同研究によって実用化を目指す研究開発を支援した。

(5) つくばイノベーションアリーナ (TIA) の構築

ナノテクノロジーの研究開発を加速させるため、産業技術総合研究所、物質・材料研究機構、筑波大学及び日本経済団体連合会が連携して産学官連携集中拠点「つくばイノベーションアリーナ (TIA)」を推進しており、「低炭素社会を実現する新材料パワー半導体プロジェクト」「低炭素社会を実現する超低電圧デバイスプロジェクト」「低炭素社会を実現する超軽量・高強度融合材料プロジェクト」等を実施した。また、これらの取組を推進するため、①研究開発拠点、②性能・安全性評価拠点、③高度人材育成拠点の3つの機能を有した研究施設の整備を開始した。

(6) 先端技術の実用化への橋渡し支援

我が国で開発された技術を実用化に結びつけ、新しい

※3 戦略分野: 「京」を中核としたHPCIを最大限利用して画期的な成果を創出し、社会的・学術的に大きなブレークスルーが期待できる分野として、以下の5つの分野が設定されている。

分野1: 予測する生命科学・医療及び創薬基盤

分野2: 新物質・エネルギー創成

分野3: 防災・減災に資する地球変動予測

分野4: 次世代ものづくり

分野5: 物質と宇宙の起源と構造

市場と産業、雇用を創出して行くため、「イノベーション拠点立地支援事業」として①企業等が、研究開発の成果を試作・実証するための設備等の整備、②産学官が連携し、開発した技術の実用化を目指す共同研究施設等の整備に関する支援を開始した。

2. 技術に関する研修及び相談・助言等

(1) (独) 中小企業基盤整備機構における窓口相談及び専門家派遣 ((独) 中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数)

(独) 中小企業基盤整備機構では、中小企業支援の高度な専門性と知見を有する専門家等が、創業予定者や創業間もない企業、株式公開を目指している中小企業、経営革新や新事業開拓を目指している中小企業、その他経営課題の解決に取り組む中小企業等に対して、窓口相談及び専門家派遣等を通じて成長発展段階に応じたハンズオン支援を実施した。

3. 知的財産権の取得・活用に関する支援

(1) 模倣品・海賊版対策について

① 政府模倣品・海賊版対策総合窓口の設置と体制の強化

2004年8月に省庁横断的な一元的相談窓口を経済産業省に設置し、企業等からの模倣品・海賊版に関する相談・情報提供を1,563件受け付け(2010年)、関係省庁と連携して回答するとともに、必要に応じて外国政府等への働きかけ等を実施した。

また、外国政府の制度・運用等の対応に問題があることにより、知的財産権に関し利益が適切に保護されていない事案がある場合、本窓口に対する申立に基づき日本政府が調査を行い、必要があれば、二国間協議等を実施する「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」の運用を行っている。

② 第7回知的財産保護官民合同訪中代表团(官民合同ミッション)の派遣及び第2回日中知的財産権ワーキング・グループの開催

産業界との連携の下、2010年8月には第7回官民合同訪中ミッション(ハイレベル)、同年11月に第8回官民合同訪中ミッション(実務レベル)を派遣し、中国政府の知的財産保護担当部局に対して、模倣業者の再犯行為、商標の不正出願、インターネット上での知財侵害等について要請を行うとともに、日中が共同で取り組む知財保護に係る協力事業について提案を行った。

また、2010年10月には、第2回日中知的財産権ワーキング・グループを開催し、知財保護に関する幅広い議題

について中国政府と意見交換を実施した。

(2) 知的資産経営の推進

知的資産経営ポータルサイトにおける知的資産経営報告書の開示企業が100社を越える段階に至った現状を評価するため、報告書を作成した企業に対して、報告書作成による効果等についてのアンケート及びヒアリングを行い、2010年12月にその結果を取りまとめた。また、2010年11月下旬から12月上旬に開催された「知的資産経営フォーラム2010」では、新たに3つの主催団体が加わり、中小企業等への知的資産経営の更なる普及・啓発を図った。

さらに、2010年度産業財産権制度問題調査研究において「知的財産のライセンス契約に伴うロイヤリティ監査に関する調査研究」を行い、報告書に取りまとめた。

(3) 営業秘密管理・技術流出防止の徹底

2009年4月に改正された不正競争防止法が、2010年7月1日に施行され、営業秘密侵害罪の対象範囲が拡大されたことを受け、適切な営業秘密の管理に向けた事業者の取組を支援するため、合理性のある秘密管理方法や参照ツールなどを提示した「営業秘密管理指針」を改訂(2010年4月9日)した。

また、とりわけ、これまで営業秘密管理を行ってこなかった事業者に対してその管理を促すため、中小企業団体等と協力の上、営業秘密管理指針を平易化したパンフレットの配付やメールマガジンの配信など、営業秘密管理の周知・普及活動を行った。

さらに、企業における営業秘密管理の実効性向上のため、全国各地で営業秘密管理に関する説明会や専門家による無料相談会を開催し、知的財産に関して電話での相談が可能なワンストップの窓口においても営業秘密関連の相談に対応できるように体制を整えるなどの取組を実施した。

(4) 産業財産権情報の活用・出願手続等に関する支援

① 特許電子図書館(IPDL)((独) 工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数)

産業財産権情報を活用した効率的な先行技術調査、技術開発等を促進するため、国内外で発行された約8,040万件(2011年3月末時点)の特許・実用新案・意匠・商標に関する公報類、審査・登録・審判に関する経過の関連情報を特許電子図書館としてインターネットを通じて無料で提供した。

② 特許情報活用支援アドバイザーの派遣((独) 工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数)

中小・ベンチャー企業等の技術開発や特許取得・管理

業務における特許情報の有効活用を支援するため、特許情報活用の専門家である特許情報活用支援アドバイザーを地方自治体へ52名派遣している（2011年3月末時点）。なお、本派遣事業は2010年度をもって廃止する。

③ 特許出願技術動向調査（6億15百万円）

「風力発電」、「ドラッグデリバリーシステム」、「レーザー加工技術」を始めとする12テーマについて、内外の特許情報を基に技術動向を分析し、企業や大学が研究開発戦略、知財戦略を策定する際に有益な情報をまとめた特許出願技術動向調査を実施した。

2010年の調査結果については、特許庁ホームページにて掲載するとともに、学会発表等により周知している。

（5）権利化に対する支援

① 中小企業等の先行技術調査に対する支援（5億26百万円）

中小企業等の審査請求前の特許出願について、出願人等の依頼に応じて特許庁から委託を受けた民間調査事業者が無料で先行技術調査を行い、中小企業等に対し、審査請求や外国出願の判断材料を提供した。2010年度の利用件数は6,572件。

② 円滑な権利化に対する支援

中小・ベンチャー企業の円滑な特許権取得を促進するため、特許法に基づき、法人税が課されていない中小・ベンチャー企業に対して1～3年分の特許料を猶予するとともに、審査請求料の半額を軽減した。また、産業技術力強化法、中小ものづくり高度化法に基づき、研究開発型中小・ベンチャー企業を対象として、産業技術力強化法では1～3年分の特許料と審査請求料の半額を、中小ものづくり高度化法では1～6年分の特許料と審査請求料の半額を軽減した。2010年の利用件数は6,355件。

③ 早期権利化に対する支援

研究開発成果の早期活用、グローバルな経済活動等に対する支援を目的として、早期審査・早期審理を行った。2010年の早期審査の利用件数は約11,000件。2010年の早期審理の利用件数は約240件。

また、権利化のタイミングに対する出願人の多様なニーズに応えるため、通常の早期審査よりもさらに早期に審査を行うスーパー早期審査制度（試行）も継続して実施した。

（6）知的財産の戦略的な活用に対する支援

① 地域中小企業知財戦略支援事業（90百万円）

中小企業に対して知的財産専門家等を一定期間派遣し、その知的財産を戦略的に経営にいかすことを支援した。

本事業は、岩手県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、石川県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、福岡県の都道府県等中小企業支援センターにおいて実施した。

② 地域中小企業外国出願支援事業（79百万円）

国際的な事業展開や模倣品等知的財産権侵害品に対応するために、戦略的に外国出願を行おうとする中小企業の海外展開を支援した。本事業は、岩手県、福島県、群馬県、千葉県、横浜市、新潟県、静岡市、愛知県、名古屋市、三重県、富山県、福井県、和歌山県、京都市、鳥取県、福岡県の都道府県等中小企業支援センターにおいて実施した。

（7）特許流通・技術移転の円滑化

① 特許流通アドバイザーの派遣（（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

大学・公的研究機関・企業等が保有する権利譲渡又は実施許諾の用意がある特許（以下、「開放特許」という。）の発掘と、中小・ベンチャー企業等の技術導入に対するニーズを把握し、事業化に向けた両者のマッチングを図ることを目的として、知的財産権や技術移転に関する豊富な知識・経験を有する専門家である特許流通アドバイザーを地方自治体・TLOへ83名派遣している（2011年3月末時点）。なお、本派遣事業は2010年度をもって廃止する。

② 特許流通データベースの提供（（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

活用可能な開放特許を産業界や地域の企業に円滑に流通させ、事業化を推進していくために、大学・公的研究機関・企業等が保有する開放特許をデータベース化し、インターネットを通じて1997年度から提供している。「ライセンス情報（譲渡含む）」及び「ニーズ情報（導入希望情報）」の登録・検索が行える（登録件数約45,000件（2011年3月末時点））。なお、本データベースは2010年度をもって廃止する。

③ リサーチツール特許データベースの整備（（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の円滑な利活用を促進するため、大学・公的研究機関・企業等が保有するリサーチツール特許をデータベース化し、インターネットを通じて2009年度から提供している。

特許流通データベースと同様に、リサーチツール特許の登録・検索が可能となっている（登録件数約800件（2011年3月末時点））。

第2節 ものづくり事業者と大学等の連携

1. 大学等の能力を活用した研究開発の促進

(1) 地域イノベーション創出研究開発事業（再掲
第2部第1章第1節1. (4) ③参照）

(2) 新産業育成ビジネス・インキュベータの提供

（独）中小企業基盤整備機構において、新産業育成ビジネス・インキュベータを提供し、大学の技術シーズを活用して起業・新事業展開を行おうとしている者等に対する支援を行った。

(3) 研究成果最適展開支援事業（A-STEP）（（独）
科学技術振興機構運営費交付金の内数）

実用化の可能性を検証するシーズ探索や企業との実用化に向けた共同研究開発、シーズを基にした大学発ベンチャーの設立支援等、それぞれの状況におけるニーズや課題特性に応じた最適なファンディングを設定し、大学等の研究成果を実用化につなぐための産学協同研究を総合的かつシームレスに推進した（従来の独創的シーズ展開事業や産学共同シーズイノベーション化事業、若手研究者ベンチャー創出推進事業は地域イノベーション創出総合支援事業本事業へ発展的に再編。）。

(4) 産学イノベーション加速事業（戦略的イノ
ベーション創出推進）（（独）科学技術振興機
構運営費交付金の内数）

戦略的創造研究推進事業（CREST、ERATO、さきがけ、SORST）等から生み出された研究成果を基に、実用化を目指して複数の産学研究者チームからなるコンソーシアムにより行われる大規模かつ長期的な研究開発を推進した。

(5) 産学イノベーション加速事業（産学共創基礎
基盤研究）（（独）科学技術振興機構運営費交
付金の内数）

産学連携を基礎研究まで拡大し、産学の対話を行う「共創の場」を構築することで、産業界の技術テーマの解決に資する大学等の基礎研究の推進に関する取組を行った。

2. 大学等の研究成果の利用の促進

(1) 創造的産学連携体制整備事業（2億74百万円）

地域産業界と大学及びその他研究機関等との広域かつ密接な産学連携体制を構築し、産学のリソースを有効に活用するため、TLO（Technology Licensing Organization：技術移転機関）等の産学連携拠点に対し、産学連携に係る高度な知識・経験を有する人材の育成・活用、及び当該人材による産学連携活動を支援することにより、産学連携活動の広域化・専門化等を促進した。

(2) イノベーションシステム整備事業（大学等
産学官連携自立化促進プログラム）（26億49
百万円）

大学等の研究成果を効果的に社会につないでいくため、国際的な産学官連携活動や特色ある産学官連携活動の強化、産学官連携コーディネーター配置等の支援により、大学等が産学官連携活動を自立して実施できる環境の整備を推進した。

(3) 技術移転支援センター事業（（独）科学技術
振興機構運営費交付金の内数）

大学等の研究成果の海外特許出願関連支援、目利き人材の育成、研究のための知財開放スキームの構築、総合的な技術移転相談、大学見本市の開催、特許、技術や市場性規模等の評価分析、開発あっせん・実施許諾等を実施することで、大学等の知財活動の活性化が図られるよう積極的に支援し、研究成果の技術移転の促進を図った。2010年度の大学見本市においては、来場者は25,881名となり、全国規模での技術シーズと産業界のニーズとのマッチング機会を提供した。

3. 産学人材育成パートナーシップ事業
（10億67百万円）

我が国の人材育成における産学連携の好循環を創出すべく、大学界と産業界が人材育成に関する対話と行動を行う場として、文部科学省と経済産業省は、2007年度から「産学人材育成パートナーシップ」を推進している。2010年度は、「産学人材育成パートナーシップ」での検討結果を踏まえた産学連携による各分野の人材育成モデルプログラムの開発・実証や、学生の体系的な社会人基

礎力の育成・評価に係る取組の普及促進等、具体的取組を進めた。

4. アジア人財資金構想事業（19億円）

アジア等諸外国とのネットワーク形成、我が国大学・企業のグローバル化、我が国の産業競争力強化を図るた

め、我が国企業に就職意志のある、能力・意欲の高いアジア等の留学生を対象とし、産学連携による専門教育、ビジネス日本語・企業文化教育、インターンシップ、就職支援までの一連の事業を通じて、我が国産業界で活躍する高度外国人材の育成を促進する「アジア人財資金構想」を2007年度から経済産業省と文部科学省が共同で実施している。2010年度は約1,000人の留学生が参加した。

第2章

ものづくり労働者の確保等に関する事項

第1節 失業の予防その他雇用の安定

1. 雇用創出に対する支援

(1) 中小企業労働力確保法に基づく支援（41億95百万円）

製造業を含む様々な業種において中小企業が創業・異業種進出や生産性の向上に伴い労働者を雇い入れた場合の他、中小企業の団体が雇用管理の改善の取組を行った場合についての助成等を行うことにより、雇用機会の創出の担い手である中小企業における人材の確保、魅力ある職場作り等を支援した。

(2) 新規・成長分野企業等に対する総合的な支援の実施

今後成長・発展が期待され、雇用機会の創出が見込まれる新規・成長分野における新たな雇用機会の創出とそれらの分野への円滑な労働移動を図るため、製造業を含む様々な業種におけるベンチャー企業等の活力ある中小企業を含めた新規・成長分野の企業等に対し、各種セミナー等を通じた情報提供や相談援助等の支援措置を実施した。

(3) 成長分野等の人材育成支援

（500億円 ※2010・2011年度の2年度分）

健康、環境分野及び関連するものづくり分野において、期間の定めのない従業員を雇い入れ、また他の分野から配置転換し、off-JTを実施した事業主へ、事業主が負担した訓練費用を、対象者1人当たり20万円を上限として支給する成長分野等人材育成支援事業を実施した。

2. 景気循環に対応した雇用の維持・安定対策

(1) 雇用調整助成金による雇用の維持・安定（7,257億41百万円）

景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用維持を図った場合に、雇用調整助成金の支給を行った。

3. 労働力需給調整機能の強化

(1) 官民連携した雇用関係情報の積極的な提供等（7億26百万円）

公共職業安定所、経済団体、民間求人情報提供事業者等が保有する求人情報をパソコン、携帯電話端末等からインターネットを利用して一覧、検索できる「しごと情報ネット」事業を実施している。また、ハローワークインターネットサービスにおいて、求人者の意向を踏まえ求人企業名等を含む求人情報の提供を実施している。

(2) 製造業の請負事業の適正化及び雇用管理改善の推進（21百万円）

2007年6月に策定・公表した製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む請負事業主及び発注者が講ずべき措置に関するガイドラインを活用し、請負事業主や発注者を対象に相談事業を行うとともに、請負事業の適正化・雇用管理改善に向けて自主的な取組を促進するための支援を実施するため、請負事業の適正化及び雇用管理の改善に取り組む請負事業主を認定する制度を開始した。

(3) 魅力発見ツアーによる雇用ミスマッチの解消（1億円）

全国の学生等を対象に、ものづくりや農業、介護サービスといった雇用ミスマッチの生じている個別産業の魅力に触れる機会を提供することで、学生等の意識の变革や雇用の促進を目指す取組として、「魅力発見ツアー」を実施した。この取組においては、日帰り又は2泊3日で企業を訪問したり、合同企業説明会と企業訪問を組み合わせたりと多様なプログラムを組み、働く現場を参加者自身の目で見たり、直接経営者の話を聞くことができたりするのが特徴である。ツアー参加者が実際に訪問した企業への就職が決まった例もあり、新卒者等にとって地域の魅力ある企業への気付きの場となっている。

第1節

失業の予防その他雇用の安定

4. 若年者の就業支援の推進及び職業意識の啓発

(1) 若年者トライアル制度の活用による就職支援の促進 (36億79百万円)

職業経験、技能、知識の不足等により就職が困難な若年者等について、一定期間（原則3か月）試行的に雇用することにより、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極めるとともに、求職者及び求人者の相互理解を促進し、その後の常用雇用への移行を図ることを目的として、試用雇用奨励金（1人4万円、最大3か月）を支給した。

(2) 学校段階からの職業意識形成支援 (5億79百万円)

高校生等に対しては、職業への理解促進、就職活動の仕方等に関する「職業ガイダンス」の実施などにより、学校段階からの職業意識形成の支援を行った。

また、大学生等に対しては、経済団体との連携の下、インターンシップ受入企業の開拓等を行ったほか、業界・職種研究、就職活動の仕方等に関するセミナーを実施する等職業意識の啓発を図った。

(3) 地域若者サポートステーションの拡充 (18億50百万円)

ニート等の若者の職業的自立を支援するため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる地域若者サポートステーションを設置し、専門的な相談やネットワークを活用した適切な専門機関への誘導など、多様な就労支援メニューを提供する地域若者サポートステーション事業を2006年度に創設した。

2010年度においては全国100か所において実施するとともに、訪問支援（アウトリーチ）による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援等を実施した。

5. いくつになっても働ける社会の実現

(1) 希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進 (55億36百万円)

① 高齢者雇用確保措置の確実な実施

65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措

置を事業主に義務付けた高年齢者雇用安定法に基づき、当該措置を実施する事業主に対して、公共職業安定所等による助言・指導を実施した。

② 年齢に関わりなく働ける勤労環境の整備

定年引き上げ等奨励金の支給により、65歳以上への定年の引上げや、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入等を実施した中小企業事業主、定年の引上げ等にあわせて、職域拡大、処遇改善及び高年齢者を積極的に活用するモデル的な取組を行う事業主に対する支援を行った。

(2) 高年齢者等の再就職支援の促進 (388億81百万円)

60歳以上の求職者をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して特定求職者雇用開発助成金を支給した。

また、求人職種の職務経験がない等により直ちに常用雇用されることが困難な中高年齢者を常用雇用への移行を前提として試行的に受け入れ就業させる事業主に対して試行雇用奨励金を支給した。

さらに、45歳以上の高年齢者等3人以上がその職業経験等を活かし、共同して新たに法人を設立し、自ら継続的な雇用・就業機会を創出した場合に高年齢者等共同就業機会創出助成金を支給した。

(3) 多様な形態の就業による高齢者の生きがい対策の推進

① シルバー人材センター事業の充実 (6億15百万円)

高年齢者が生きがいを持って地域社会で生活するため、定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就労又は軽易な業務に係る就労を希望する高年齢者に対し、意欲や能力に応じた就労機会、社会参加の場を総合的に提供するシルバー人材センターにおいて、「教育、子育て、介護、環境」を重点に自治体と共同して企画提案した事業を支援した。

② 高齢者の職業経験をいかした登録制による就業支援の実施 (10億41百万円)

高齢者の知識・経験をいかすためのワークショップの開催、企業等とのマッチングを行うシニア就業支援事業を実施した。

第2節 職業能力の開発及び向上

1. 能力開発対策の推進

(1) 緊急人材育成支援事業（約2,906億円 ※2009・2010年度の2年度分。その他2010年度補正予算で1,000億円積み増し）

厳しい雇用失業情勢が続く中で、雇用調整により離職を余儀なくされた非正規労働者等については、その失業期間が長期化していくことが懸念されている。このため、雇用保険を受給できない方などに対する新たなセーフティネットとして、2009年7月に「緊急人材育成・就職支援基金」を創設し、無料の職業訓練と、一定の要件を満たす場合は、訓練期間中に月10万円（被扶養家族を有する方にとっては月12万円）の訓練・生活支援給付を支給する緊急人材育成支援事業を実施してきた。

なお、緊急人材育成支援事業については、2011年9月末をもって終了し、同年10月からは求職者支援制度として開始した。

2. 公共職業訓練の推進（295億27百万円）

(1) 離転職者に対する職業訓練

厳しい雇用情勢が続く中で、ものづくり労働者を含め離職を余儀なくされた者の円滑な再就職の促進を図るため、公共職業能力開発施設において職業訓練を実施しているほか、専修学校、大学、NPO、求人企業等あらゆる民間教育訓練機関等を委託先として活用して職業訓練を実施している。

2010年度予算においては、前年度と同規模の約22万人の訓練定員数を計画、実施した。

なお、公共職業能力開発施設等として、職業能力開発校（2011年4月現在（以下同じ）160校）、職業能力開発短期大学校（14校）、職業能力開発大学校（10校）、職業能力開発総合大学校（1校）、職業能力開発促進センター（61か所）及び障害者職業能力開発校（19校）を設置している。

(2) 在職労働者に対する職業訓練

ものづくり産業に従事する労働者等が技術革新の進展等に適切に対応できるようにするため、公共職業能力開発施設において、職業能力を開発向上させるための職業訓練をおおむね2日から5日程度の期間で実施している。

(3) 学卒者に対する職業訓練

中学・高等学校卒業者等を対象に、若年技能労働者の育成を図るため、ものづくり産業を含め職業に必要な技能及び知識を習得させるための職業訓練を1年、または、2年程度の期間で実施している。

3. 事業主が行う職業能力開発の推進状況

(1) 事業主に対する助成金の支給（47億68百万円）

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、目標が明確化された職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価を推進する事業主に対してキャリア形成促進助成金を支給した。

(2) 職業訓練実施に対する援助

地域の中小企業を中心に事業主が行う職業能力開発を援助するため、職業能力開発に関する情報提供・相談援助等を行うほか、訓練施設の貸与、職業訓練指導員の派遣等を実施した。

(3) 認定職業訓練に対する支援（9億53百万円）

事業主や事業主の団体等が行う職業訓練のうち、教科、訓練機関、設備等が厚生労働省令で定める基準に適合して行われている認定職業訓練施設（全国約1,187施設）について、これを運営する中小企業事業主等に対して、その運営等に要する経費の一部について補助を行った。

(4) 人材投資促進税制（減収見込 112億円（2010年度））

中小企業の人材投資を増加させ、生産性向上や経営環境変化への対応力を強化させるべく、教育訓練費の労務費に対する割合（教育訓練費割合）に応じて、税額控除できる措置を引き続き講じた。具体的には、教育訓練費の増減にかかわらず、中小企業者等のその事業年度の教育訓練費割合が一定水準（0.15%）以上の場合には、当該教育訓練費の8～12%に相当する額を税額控除する。

4. 労働者の自発的な職業能力開発のための環境整備

(1) キャリア形成支援体制の整備（17億8百万円）

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県センターに設置された「キャリア形成支援コーナー」等において、労働者及び求職者等に対して、キャリア・コンサルティングを実施し、能力開発プランの作成等きめ細かな相談支援を実施した。

(2) 教育訓練給付制度（70億21百万円）

労働者が自発的に職業能力開発に取り組むことを支援するため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受け、その教育訓練を修了した場合に、労働者が負担した費用の一定割合を支給した。対象となる教育訓練は、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要と認められるものを厚生労働大臣が指定しており、2010年10月1日現在6,476講座を指定している。うち、製造業に関するものは74講座となっている。

5. 職業能力形成機会に恵まれない者に対する能力開発支援

(1) ジョブ・カード制度の推進（153億円）

ジョブ・カード制度は、フリーター等の正社員経験の少ない方を対象に、①ジョブ・カードを活用した、きめ細かなキャリア・コンサルティングを通じた意識啓発やキャリア形成上の課題の明確化を行い、②企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、③企業からの評価結果や職務経歴等をジョブ・カードに取りまとめることにより、正社員としての就職へと導く制度である。

本制度の職業訓練には、企業が訓練生と労働契約を結んで行われる雇用型訓練と、民間教育訓練機関等への委託により行われる委託型訓練がある。訓練生は、雇用型訓練では訓練実施企業から賃金を得ることができ、委託型訓練では雇用保険を受給できる場合には雇用保険の受給を受け、受給できない場合には訓練・生活支援給付により、安心して訓練を受けることができる仕組みとなっている。

これまでの実績であるが、制度が創設された2008年4月からの累計で、ジョブ・カード取得者数は約45万2千人（2011年3月末）、職業訓練受講者数は約13万人（2011年3月末（暫定値））となっている。

第3節 ものづくりに関する能力の適正な評価、労働条件の確保・改善

1. 職業能力評価制度の整備

(1) 技能検定制度の運用（6億51百万円）

技能検定制度は、労働者の技能習得意欲を増進させるとともに、技能及び職業訓練の成果に対する社会一般の評価を高め、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的とした国家検定であり、機械加工、機械保全等のものづくり産業に関係の深い職種を中心に実施されている。

また、民間の指定試験機関により実施する技能検定は14職種となっている。

(2) 職業能力評価基準の整備（2億6百万円）

職業能力が適正に評価されるための社会基盤として、能力評価のいわば、“ものさし”、“共通言語”となるよう、職業能力評価基準の整備に取り組んでいる。2010年度ま

では、業種横断的な事務系職種のほか、業種別のものとして電気機械器具製造業、自動車製造業等44業種の職業能力評価基準を策定した。

2. 「ものづくり立国」の推進

(1) 若年者に対する技能啓発の推進（3億28百万円）

将来の仕事について考え始める時期である小学校高学年、中学生を主対象として、職業能力開発促進法に基づく技能検定の職種を中心に130を超える職種の仕事をわかりやすく紹介する催事を開いた。

この催事において、技能検定の職種に携わる職人達の技能実演や技能体験指導、技能検定の職種に関係する学校や職業訓練校の紹介、各業界の第一人者によるものづ

くり教育に関する講演などを行った

また全国の小中学校等において、技能五輪国際大会参加者等により、技能の実演等を対象者の参加方式により実施した。

(2) 地域におけるものづくり分野の人材育成に対する支援（60百万円）

地域や業界団体が主体になって取り組むことが効果的と考えられる技能振興事業の支援を目的として、地域や業界が独自に取り組むものづくり人材の育成や技能労働者の地位向上のための事業の実施を支援した。

(3) 各種技能競技大会等の推進

①技能競技大会等の推進（5億13百万円）

技能の素晴らしさ、重要性について若者を始めとした国民各層に深く浸透させるため、各種技能競技大会を開催した。そのうち最も規模の大きい青年技能者技能競技大会（技能五輪全国大会）は、都道府県ごとに行われる地方大会で選抜された青年技能者（23歳以下）が参加して毎年開催しているが、2010年度（第48回技能五輪全国大会）は2010年10月31日から11月3日にかけて行われ、39職種に1,028名の青年技能者が参加した。

②卓越した技能者の表彰（21百万円）

広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能者の向上を図るとともに、青少年が、その適正に応じ、誇りと機能を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的として、卓越した技能者（現代の名工）の表彰を実施しており、2010年度は11月10日に表彰式を開催し、150名を表彰した。このうち製造業に関する者は57名であった。

なお、1967年度に第1回の表彰が行われて以来、2010年度の第44回の表彰までで、被表彰者は5,138名となった。

3. 労働条件の確保・改善

(1) 労働条件の確保対策

厳しい経済情勢が続く中、労働基準監督署等において、製造業も含め、解雇、雇止めや賃金不払い事案等への確に対応するとともに、一般労働条件の確保・改善及び安全衛生の確保に関する対策等を推進した。

製造業に関連の深いものとしては、労働基準監督署等において、機械設備を製造等又は使用する事業場等に対して、「機械の包括的な安全基準に関する指針」の周知等を行うとともに、機械設備に係る災害発生事業場等に対する個別指導等を行った。また、製造業等を始めとした災害多発業種について、関係業界団体と連携の上、「危険性又は有害性等の調査等」を始めとする各種安全対策に係るマニュアルを活用した指導等を行った。

(2) 快適な職場環境の形成の促進（2億32百万円）

ものづくり労働者が安心して働ける環境を整備する観点からも、その職場環境の改善を図ることが重要となっている。このため、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（快適職場指針）」を公表しているところである。同指針の周知を図るため、中央快適職場推進センター・都道府県快適職場推進センター（47か所）を設置しており、事業者に対し資料の提供等による普及活動、助言・相談業務を実施した。

第3章

ものづくり基盤産業の育成に関する事項

第1節 産業集積の推進等

1. 新たな集積の促進又は既存集積の機能強化及び新規創業等に係る支援機能の充実

(1) 伝統的工芸品産業の振興対策事業（10億17百万円）

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、（一財）伝統的工芸品産業振興協会及び産地の製造協同組合等に対し、後継者育成事業や需要開拓事業等に対する補助を行った。

(2) 地域企業立地促進等事業（37億70百万円）

地域が自らの特色を踏まえて基本計画を策定し、計画の実現に向けた企業誘致や人材育成、貸工場や貸事業場の整備等を行う事業に対し補助を実施し、企業立地支援センターによる企業立地に関するワンストップサービスの提供を行った。また、中小企業者の企業立地や事業高度化への取組に対する資金調達の円滑化を図るため、（株）日本政策金融公庫等を通じた融資を実施した。

(3) 地域イノベーションクラスタープログラム（120億65百万円）

優れた研究開発ポテンシャルを有する地域の大学等を核とした産学官共同研究等を実施し、産学官の網の目のようなネットワークの構築により、イノベーションを持続的に創出するクラスターの形成を図った。

また、これまでクラスター形成に向けた取組実績がある地域に対して、地域が自立して持続的に発展できるクラスターを形成できるよう、追加的な支援を実施した。

(4) 新産業育成ビジネス・インキュベータの提供（再掲 第2部第1章第2節1.（2）参照）

(5) クールジャパン戦略による海外市場開拓

経済産業省では、2010年6月に「クール・ジャパン室」を設置し、10年単位の長期ビジョンに基づいたブランド戦略、販路開拓、マーケティング、プロモーションを一貫して支援し、担い手である職人、クリエイター、中小企業を世界市場へ結びつけるための「クール・ジャパン戦略推進事業」の実施に着手した。

2010年11月には、世界が共感する「クールジャパン」を日本人自身が再認識し、あらたなアクションにつながるきっかけをつくるため、クール・ジャパン東京カンファレンスを開催した。また、2010年12月には、「クール・ジャパン戦略推進事業」の先行的な取組として、上海において、中国有力メディア、業界関係者、一般消費者に向け、日本のアパレル製品を総合的にアピールするために、中国で人気のファッション雑誌、IT等を活用した販売促進と、日中で活躍するトップモデル等を活用した商品PR及びファッションショーを実施した。

また、「クール・ジャパン戦略推進事業」を効果的に実施し、クールジャパンをビジネスにつなげるという視点から、2010年11月に、現場の第一線で活躍する有識者により、海外展開の具体的な進め方を検討するための「クール・ジャパン官民有識者会議」を開催した。同会議には、内閣官房（知的財産戦略推進事務局）、総務省、外務省、観光庁、文化庁、農水省からも政務三役がメンバーとして参加。2011年5月をめどに、基本コンセプト、重点分野やターゲット国の絞り込み、地域ごとの戦略を策定し、以後官民一体で具体的成功事例を創出していく。

(6) BOP ビジネスの推進（28億10百万円の内数）

途上国の低所得者層（年収3,000ドル以下、全世界の人口の約7割、40億人）を対象とした持続可能な、現地での様々な社会課題（水、生活必需品・サービスの提供、貧困削減等）の解決に資することが期待される「BOP ビジネス」に係る日本企業の取組を推進した。具体的には、支援機関、民間企業、NGO等が一体となった、情報交流やプロジェクトの推進を目指すための「BOP ビジネス支援センター」の設置・運営や実証支援、研究開発支援等を実施した。

(7) インフラ・システム輸出

アジアを中心とする旺盛なインフラ需要を獲得するため、2010年6月に策定された産業構造ビジョン及び新成長戦略に基づき、官民一体となって「インフラ・システム輸出」を推進した。

具体的には、インフラ分野の民間企業の取組を政府一丸となって支援するため「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」を新成長戦略実現会議の下に設置し、

積極的なトップ外交等の官民一体での働きかけ等を実施した結果、電力、宇宙等の分野で大型案件の受注に繋げることができた。

(8) レアアース等対策 (1014億10百万円)

レアアースの安定供給確保と国内のレアアース等ユーザー企業の安定操業に対する対策を実施した。具体的には、2010年度予算で希少金属（セリウム、インジウム、タングステン等）の機能を、他の資源に代替及び使用量を大幅に低減する技術を開発した。また、レアメタルリサイクルに係る技術開発の支援を実施するとともに、2008年度から経済産業省と環境省が合同で開催してきた「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処置に関する研究会」の最終報告書を2011年4月にとりまとめた。

さらに、①代替材料・使用量低減技術開発、②リサイクル、③加工・製造技術の国内立地助成、④鉱山開発や権益確保を盛り込んだ「レアアース総合対策」を策定し、補正予算で約1,000億円を計上した。

(9) 地域新成長産業創出促進事業 (13億90百万円)

地域経済を牽引することが期待できる成長可能性が高い産業分野への参入や新たなビジネスの創造の促進に向けて、産学官等の様々な主体のネットワークを形成することにより、地域が有する多様な強みや特長、潜在力等をより積極的に活用した新たな成長産業群を継続的に創出・育成するため、広域的な連携を図るためのコーディネータの配置、シーズとニーズを結びつけるビジネスマッチング等を委託事業により実施した。

2. 環境性能の高い製品の普及促進等

(1) 低炭素型雇用創出産業の国内立地推進 (1,100億円)

緊急経済対策の第1ステップとして、わが国が強みを持ち、将来の成長が見込まれるリチウムイオン電池、LED、エコカーなどの低炭素型産業における国内での設備投資を支援することにより、地域の活性化と雇用創出を図るものとして、予備費で1,100億円措置された。公募の結果、285件の応募があり、2010年12月末に153件の採択を決定した。

これにより、補助額の約5倍に及ぶ約5,300億円の設備投資が実施される見込み。また、すべての事業が完了すれば、すそ野産業に対して、毎年約1.9兆円の需要が創出される見込み。その結果、すそ野産業も含めて、約9万5,000人の雇用創出が見込まれる。

(2) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等の導入促進 (145億8百万円)

運輸分野における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図るため、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等を導入する者に対し、通常の自動車との価格差の2分の1以内の補助を行うとともに、充電設備等を設置する者に対する補助を行った。

(3) 環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度

環境対策と景気対策を効果的に実現するため、2009年に引き続き、古い車を廃車して一定の環境性能を有する車を購入する場合、または古い車の廃車を伴わなくとも環境性能に優れた車を購入する場合に、それぞれ一定額の補助を行った。

(4) 自動車重量税・自動車取得税の時限的免除・軽減措置

自動車の買換・購入需要を促進するとともに、今後我が国が目指すべき低炭素社会の実現につなげるため、自動車重量税・自動車取得税について、環境性能に優れた自動車の取得・継続保有に係る負担を時限的（自動車重量税：2009年4月から2012年4月末まで、自動車取得税：2009年4月から2012年3月末まで）に免除・軽減する措置（「自動車重量税・自動車取得税の時限的免除・軽減措置」、いわゆる「エコカー減税」）を講じている。

(5) 自動車税のグリーン税制

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の普及、及び更なる低公害化を進めるため、燃費性能などに応じて自動車税を軽減する一方、新車登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対しては重課を行う措置（自動車税のグリーン税制）を講じている。（2012年3月末まで）

(6) 家電エコポイント制度 (6,929億68百万円)

グリーン家電（省エネルギー性能の高い地上デジタル放送対応テレビ、エアコン、冷蔵庫）の購入者を対象に、様々な商品と交換可能なエコポイントを発行する「家電エコポイント制度」を2009年5月に開始し、地球温暖化対策の推進、経済の活性化、地上デジタル放送対応テレビの普及促進を図った。

2010年9月に閣議決定した「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」では、従来統一省エネラベル4☆相当以上であった対象製品を、より省エネルギー性能の高

い5☆の製品に限定した上で、適用期限を2011年3月31日まで延長。さらに、2010年10月に閣議決定した「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において、2010年12月以降付与するポイントの見直しを行うとともに、2011年1月からは申請対象を買い換え及びリサイクルを行った場合に限定し、制度終了後の反動減を抑え、ソフトランディングを図るための措置を行った。

(7) 住宅エコポイント制度 (1,442億円)

住宅エコポイント制度は、環境性能の高いエコ住宅の新築やエコリフォームに対して、多様な商品・サービスに交換可能なポイントを発行する制度で、2009年12月に経済産業省・国土交通省・環境省の共同事業として創設され、2010年3月より申請受付を開始している。2010年度の経済対策において、制度を1年延長するとともにエコリフォーム等に併せて設置する住宅設備（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽）にもポイント発行対象を拡充した。これにより、関連産業の裾野の広い住宅分野での投資を増やし、景気浮上効果を誘発するとともに、省エネ性能の優れた住宅の増加を目指す。

(8) 低炭素投資促進法の制定

低炭素型産業を新たな経済成長の柱として育成し、我が国を低炭素型産業の世界拠点にすることを目指し、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（低炭素投資促進法）を制定した。同法に基づき、電気自動車、蓄電池、太陽光パネル等の低炭素型製品の開発・製造を行う事業者に対する資金供給の円滑化を図るとともに、中小企業等がリースによる低炭素型の設備導入を行いやすくするために、新たな保険制度を創設した。

(9) 国内クレジット制度 (28億26百万円)

中小企業等が行った省エネ等の取組を評価し、大企業等からの資金・技術等の提供を可能とする「国内クレジット制度」を通じて、中小企業のみならず、農家や家庭等も含めた幅広い分野における低炭素型設備の普及促進を図っている。2010年度補正予算事業では、国内クレジット制度を活用した中小企業等の低炭素型投資を後押しするため、低炭素型設備の導入を通じたCO₂排出削減見込量に相当する助成金の支給を行った。

第2節 中小企業の育成

1. 取引の適正化

(1) 下請取引の適正化

① 下請代金支払遅延等防止法の運用状況

下請取引の適正化を推進するため、公正取引委員会と中小企業庁が密接に協力し、下請代金支払遅延等防止法（以下、下請代金法）を執行した。同法に基づき、親事業者及び下請事業者約50万社に対して書面調査を実施し、下請代金法に違反する又は違反のおそれのある事実が認められた親事業者に対して約14,700件の指導等を行った。また、公正取引委員会は、下請事業者が受ける不利益が重大であると認められる6件（うち、1件は中小企業庁長官からの措置請求案件）について勧告・公表を行った。

（書面調査の数値は2010年度の数値。その他は2010年度上半期の数値。）

② 特別事情聴取等の実施

下請代金法に基づく検査の結果、改善指導を2回以上受けている親事業者等に対し、中小企業庁において特別事情聴取等を実施し、親事業者の法令遵守を促した。

③ 年末通達

中小企業向け年末対策として、親事業者約35,000社及び関係事業者団体651団体に対して、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名で通達（「下請取引の適正化について」）を発出し（2010年11月15日）、下請代金法の遵守等を要請した。

④ 下請代金法講習会等の実施 (7億10百万円の内数)

下請代金法等の普及啓発のために、親事業者及び下請事業者の調達担当者等を対象に、下請取引改善講習会等を2010年度上半期に54回開催した。

⑤ 下請ガイドライン (7億10百万円の内数)

親事業者と下請事業者間の望ましい取引関係の事例等を盛り込んだ「下請適正取引等の推進のためのガイドライン（以下「下請ガイドライン」という。）」を策定している。2010年6月30日に4業種（鉄鋼産業、化学産業、紙・紙加工品産業、印刷産業）で新たに策定するとともに、既に策定している3業種（広告産業、情報通信機器産業、建材・住宅設備産業）で改訂を行った（2011年2月末時点の策定業種は15業種）。

また、下請ガイドラインの普及啓発のために、業種ごとの説明会を2010年度上半期に197回開催した。

⑥下請かけこみ寺（7億10百万円の内数）

本部及び全国47都道府県の48か所に設置した「下請かけこみ寺」において、下請取引に関する相談対応、裁判外紛争解決手続（ADR）を実施（相談件数2,055件（2010年度上半期））。

2. 下請中小企業対策

（1）下請中小企業振興法に基づく、振興基準の周知

①下請取引改善講習会における周知

下請中小企業振興法に基づく振興基準（以下「振興基準」という）、振興事業計画に係る助成措置等について、周知を図った。

②年末通達の発出（2010年11月15日）

振興基準の遵守について、関係事業者団体750団体に對し、通達（「下請事業者への配慮等について」）を発出し、下請事業者に対する配慮を行うよう要請した。

（2）取引あっせん、商談会による販路開拓支援

①取引あっせん事業

新たな取引先を開拓したい下請中小企業者に対して、自社の希望する業種、設備、技術等の条件に合った受発注情報を紹介し、きめ細やかな取引のあっせんを行った。

②ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）（50百万円の内数）

下請中小企業の販路開拓を支援するために、インターネットを活用した「ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）（<http://biz-match-station.zenkyo.or.jp/>）」により、受発注情報等の情報提供を行った（2010年4月～2010年12月末までの取引あっせん件数24,923件、2010年11月末現在の登録企業数は22,642社）。

③緊急広域商談会開催事業（50百万円の内数）

大企業の大規模な事業再構築の実施、倒産、天災等により影響を被る下請中小企業について、広域的に新たな販路開拓を支援するため、緊急広域商談会を開催した（2010年度は4会場）。

3. 中小企業の経営の革新及び創業促進

（1）経営革新の促進

経済的環境の変化に即応して中小企業が行う新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、経営の相

当程度の向上を図る経営革新を支援するため、以下のような支援措置を行った。

①政府系金融機関による融資

中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受け、経営革新のための事業を行う個別の中小企業者、組合及び任意グループに対し、低利による融資を行った。

②中小企業信用保険法の特例

中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受け、当該事業を行う際の資金供給を円滑化するために、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を行った。

（2）創業・ベンチャーの促進

①新創業融資制度（財政投融資）

（株）日本政策金融公庫等が新規開業者の事業計画（ビジネスプラン）等を審査し、1,000万円を限度に無担保・無保証人（法人の場合、代表者の保証も不要）で融資する制度を実施した。

②創業者向け保証制度

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、これから創業する方、創業後5年未満の方等を対象に創業関連保証制度等を実施した。

③創業人材育成事業（10億62百万円）

全国の商工会や都道府県商工会連合会、商工会議所において、創業に向けて具体的な行動計画を有する者を対象に、創業に必要な実践的能力を習得させる「創業塾」（30時間程度の短期集中研修）を開催した。また、新事業展開を目指す経営者や若手後継者等を対象に、経営戦略等の知識・ノウハウの体得を支援する「経営革新塾」を開催した。

④中小企業支援担当者向け研修（（独）中小企業基盤整備機構交付金の内数）

中小企業大学校において、創業の意志を持つ者を支援するため、地方自治体の職員、商工会・商工会議所の経営指導員・中小企業診断士等の支援者を対象に、創業者のビジネスプランを評価するための着眼点及び考え方並びに創業・ベンチャー企業に対する支援施策及び支援のポイント等を内容とした「能力強化研修（全20日間のうち7日間）」及び「新規事業・新規創業支援の進め方（2日間）」を実施した。

⑤起業支援ネットワーク環境整備事業（40百万円）

起業に向けた活動を行う「起業活動層」が起業する際に必要な情報や経営資源を調達できる環境を整備するため、双方向で情報のやりとりが可能な「起業支援ネットワーク NICe（National Incubation Center：ナイス）」をインターネット上で運営した。さらに、当該ネットワー

クを活用して、効果的な起業支援施策の構築・普及に向けたデータ収集や情報発信等を行った。

⑥ファンド出資事業（(独) 中小企業基盤整備機構自己資金）

民間の投資会社が運営する投資ファンドに対して、(独) 中小企業基盤整備機構が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、ファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図った。2010年7月にファンド出資事業の再編と出資要件の見直しを実施した。

⑦ベンチャープラザ（(独) 中小企業基盤整備機構交付金の内数）

中小・ベンチャー企業が自社のビジネスプランの発表等を通じて投資家・事業パートナー等と出会う機会を提供し、資金調達を始めとする様々な課題の解決を支援するマッチングイベントを開催した。

⑧中小企業経営革新ベンチャー支援事業（(独) 情報処理推進機構交付金の内数）

優れた技術シーズをもとに SaaS/ASP 関連の新しいビジネスを目指す中小 IT ベンチャー企業を発掘し、開発等に対し支援した。

(3) 新事業活動促進支援事業

中小企業による新事業活動の促進を図るため、「新事業活動促進法」、「地域産業資源活用促進法」、「農商工等連携促進法」に基づき、中小企業者が行う新商品、新サービスの開発や、それらの販路開拓の取組に対して、予算、融資等を活用した支援を実施した。

①新事業活動促進支援補助金（42億49百万円の内数）

上記各法律に基づく計画の認定を受けた中小企業者が、当該計画に従って行う試作品開発や市場調査等の事業の市場化に必要な取組に要する経費の一部を補助した。

②政府系金融機関による融資

事業計画の認定を受け、当該事業を行う中小企業に対し、低利による融資を行った。

③中小企業信用保険法の特例

事業計画の認定を受け、当該事業を行う際の資金供給を円滑化するために、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を行った。

(4) 中小企業の海外展開支援

中小企業の海外展開支援体制強化のため、「中小企業海外展開支援会議」（議長：経済産業大臣）を2010年10月に立ち上げ、農水省や関連機関と連携し、各地域で地方経済産業局を中心にきめ細かな支援を行う体制を整備。

①中小企業海外展開等支援事業（40億9百万円）

中小企業海外展開支援会議の中核である JETRO と中小機構が連携して、中小企業に対し、専門家によるアドバイスや、海外見本市への出展支援、海外バイヤーが多く訪れる国内見本市への出展支援等を行った。

② JAPAN ブランド育成支援事業（6億54百万円）

複数の中小企業が協働し、自らが持つ素材や技術等の強み・弱みを踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等に必要な取組に要する経費の一部を補助した。

4. 中小企業のものづくり基盤技術強化

(1) 川上・川下ネットワーク構築支援事業（1億90百万円）

基盤技術を担う川上中小企業と、燃料電池自動車や情報家電等の川下産業間の緊密なコミュニケーションを通じた「川上中小企業が行う技術開発の不確実性の低減」や「情報の非対称性の解消」を図るため、川上・川下間の連携・すり合わせをコーディネートする人材の配置や、両者の情報交換の場の創設、マッチング機会の創出等、中小企業と大企業の「出会いの場」の創出に向けた取組を支援した。

(2) 戦略的基盤技術高度化支援事業（再掲 第2部第1章第1節1. (4) ②参照）

(3) 中小企業ものづくり人材育成事業（90百万円）

中小企業の人材育成・確保を図るため、各地域の産業界と工業高校、行政等が連携して、学校への企業技術者の講師派遣、生徒や教員の現場実習等を行うことにより、工業高校の実践的な教育プログラムの充実を図った。

(4) 人材対策事業（341億円の内数）

雇用の流動化を、中小企業が優れた人材を確保する好機と捉え、中小企業への就業機会を向上させるとともに、悪化する雇用情勢に資するため、人材対策事業を実施した。具体的には、新卒者等を対象に採用意欲のある中小企業の現場等において、長期間の職場実習（インターンシップ）を実施する事業や中小企業のものづくりの担い手を対象とした実践型の研修等を実施した。

ものづくり基盤技術に係る学習の振興に関する事項

第1節 学校教育におけるものづくり教育の充実

1. 初等中等教育において講じた施策

(1) 目指せスペシャリスト（学校・家庭・地域の連携協力推進事業130億93百万円の内数）

大学、研究機関等との連携による、先端的な技術・技能等を取り入れた教育等特色ある取組を支援した。

(2) 地域産業の担い手育成プロジェクト（学校・家庭・地域の連携協力推進事業130億93百万円の内数）

専門高校と地域産業界が連携して、ものづくりや食・暮らしを支え、地域産業を担う専門的職業人を育成するための取組を関係省（経済産業省、国土交通省、農林水産省）と共同で実施した。

(3) 全国産業教育フェアの開催（24百万円）

産業界、教育界更に国民一般に広く産業教育への理解を深めてもらうため、専門高校の生徒の研究発表や作品展示、ロボットコンテスト等を行う「全国産業教育フェア」を2010年10月16日～17日（2日間）茨城県において開催した。

(4) 教員研修の実施（（独）教員研修センターの運営費交付金の内数）

産業教育担当教員等を対象とする教員研修を実施した。

(5) 産業教育施設・設備の整備（安全・安心な学校づくり交付金の内数等）

私立高等学校における産業教育のための実験実習に必要な施設・設備の整備に係る経費の一部を学校法人に対して補助し、公立高等学校における施設（設備は2005年度より一般財源化）の整備に係る経費の一部を地方公共団体に対して交付した。

(6) 生徒指導・進路指導総合推進事業（4億91百万円の内数）

生涯にわたるキャリア形成の基本となる能力・態度を身につけ、主体的な進路決定をできるようにする取組として、小・中学校における進路指導を体系的・一貫的に実施するための取組や、普通科高校等における中核カリ

キュラムの推進等に向けた取組など、各自治体が自主的に課題設定したものに対して、国として先導的な取組を採択し、課題への対応を図った。

(7) スーパーサイエンスハイスクール（（独）科学技術振興機構運営費交付金中の内数等）

学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践や体験的・問題解決的な学習を行うなど、先進的な理数教育を実施する高等学校等をスーパーサイエンスハイスクール（SSH）として指定し、その取組を支援した。

(8) 理科支援員等配置事業（（独）科学技術振興機構運営費交付金の内数）

大学（院）生等の外部人材を、理科支援員として小学校に配置し、理科授業における観察・実験活動の充実及び教員の資質向上を図った。

(9) 豊かな体験活動推進事業（学校・家庭・地域の連携協力推進事業130億93百万円の内数）

児童の豊かな人間性や社会性を育むため学校教育において行われる自然の中での集団宿泊活動を推進する取組を支援した。

(10) キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システム開発事業（1億8百万円）

ものづくりやインターンシップ等の体験活動を通じて、児童生徒の勤労観・職業観などの確立を支援するキャリア教育を推進するため、産学が一体となった教育活動の支援を行うコーディネーター人材を育成・評価する事業を2008年度から開始し、2010年度は全国14地域でコーディネーター人材の育成研修を実施するとともに、次年度以降のコーディネーター事業の自立化を検討し、今後事業を運営していくための民間団体を設立することとした。

(11) 社会人講師活用型教育支援プロジェクト（69百万円）

企業の技術者等の社会人講師の発掘や地元企業が有する技術等と小学校の理科授業を結びつけたカリキュラムの作成、産業界や教育界等関係機関の地域ネットワーク

構築を行い、発掘した社会人講師による、小学校での理科実験の授業を通し、児童の理科に対する興味を引き出す取組を実施した。

(12) 早期工学人材育成事業（33百万円）

中高生を対象に地元産業界の技術者や工場等の施設を活用し、知識と社会とのつながりや、エンジニアのキャリア等を示すことにより、将来への職業観を高め、授業の効果を向上させることを目的として、協力企業の発掘や産業技術と教育から得られる基本的知識を関連づけたプログラムの開発・実証、産業界や教育界等関係機関のネットワーク構築等の取組を実施した。

2. 高等教育において講じた施策

(1) インターンシップの推進

大学・高等専門学校において、学生の高い職業意識や創造性を育成するため、企業等の現場におけるインターンシップを推進した。

- ①インターンシップを実施している大学等に対する支援のうち、私立大学等に対しては私立大学等経常費補助金において措置（私立大学等経常費補助金の内数）
- ②一層の推進を図るための調査研究等の実施
- ③地域経済の活性化及び人的資源の有効活用の観点から、地域の中小企業と大学院において、新事業創出に有用な知識等を習得させるための長期インターンシップの企画策定や実施体制の構築等の取組を実施

(2) 産学連携による実践型人材育成事業（12億7百万円）

ものづくり技術者等の育成を目的とし、大学・高等専門学校等における産学連携による実践型人材の育成に資する教育プログラムの開発・実施を行った。

第2節 ものづくりに係る生涯学習の振興

1. 一般市民や若年層に対する普及啓発

(1) 日本科学未来館での取組

2001年7月に開館した日本科学未来館では、参加体験型の展示や映像等により最先端の研究成果や技術を紹介するとともに、各分野の先端技術の一端を体験する「実験工房」において、ノーベル化学賞受賞者の白川英樹博士自らが行う実験教室「導電性プラスチックを作ろう!」をはじめ、ダイヤモンド合成やロボット制作等の各種実験教室を開催することにより、青少年を始めとする国民が最先端の科学技術に触れ、学ぶ機会を提供した。

(2) 子どもゆめ基金

民間団体が実施する科学体験活動、自然体験活動、社会奉仕体験活動等子どもの体験活動の振興を図る活動等に助成を行う「子どもゆめ基金」が（独）国立青少年教育振興機構に設置されている。2010年度には、科学ものづくり活動を始め子どもの体験活動等、全体で2,068件を採択した。

(3) (独) 国立科学博物館における講座・教室等

①国立科学博物館の活動

国立科学博物館は、自然史や科学技術、ものづくりなどへの関心を高め、理解を深めるための展示・学習支援活動を開発・実施している。

展示においては、特別展では、日本の航空・宇宙100年を記念して日本の航空黎明期から現在までの航空・宇宙の技術開発を紹介する特別展「空と宇宙展」(2010年度)を開催するとともに、経済産業省の「ものづくり大賞」を受賞した技術を紹介する企画展「ものづくり展」(2009から2010年度)を開催した。

学習支援活動においては、産業技術の発展の歴史を学び、現代の産業技術と生活の関わりについて考える「産業技術史講座」において、2010年度には、「鉄鋼業における高炉の歴史と役割」などの講義を実施したほか、児童生徒等を対象に展示などに関連したテーマで観察・実験などを行う「かはく・たんけん教室」等を実施した。

さらに、大学生の科学リテラシー向上のため、大学と連携した大学パートナーシップ制度の一環として、2007年度から「大学生のための科学技術史講座」を開講して

いる。2010年度は「日本の科学技術」をテーマに、日本のものづくりの状況、日本の技術革新、映像技術、航空機開発等について講義を行った。

産業技術史資料情報センターでは、我が国の産業の発展を支えてきた技術史資料に関する情報の収集・評価・公開を行っており、2008年度からは、特に科学技術の発達史上、重要な意義を持つ資料を重要科学技術史資料（愛称：未来技術遺産）として選定・登録を行っており、2010年度は、27件の登録を行った。

②「夏休みサイエンススクエア」「新春サイエンススクエア」

子どもを対象に、実験・工作等の体験を通して科学への関心や理解を深めることを目的として、夏休みサイエンススクエアを2010年7月27日～8月22日（24日間）、新春サイエンススクエアを2011年1月2日～7日（6日間）に開催した。

館内で展示案内や学習支援活動等を行う教育ボランティア及び工業高等専門学校9校や大学、学校等の外部協力機関が指導に当たり、ビニール傘等の日用品で電池のいらないラジオを作る「日用品でラジオを作ろう『傘ラジオ』」、七宝焼きの原料ガラスについて学び、実際に作成する「伝統工芸『七宝焼き』に挑戦しよう！」等の企画が実施された。夏休み期間中は56企画を実施し約1万7,000人が、新春（2011年1月）には10企画を実施し約2,900人が参加した。

（4）伝統文化子ども教室（12億16百万円）

次代を担う子どもたちに、土、日曜日等において学校、文化施設等を拠点とし、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊等の伝統文化に関する活動を、計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供する伝統文化子ども教室事業を実施し、2010年度には全国で4,377件の支援を行った。

（5）選定保存技術の保護（2億58百万円）

選定保存技術の保護のため、保持者、保存団体が行う技術の錬磨、伝承者養成等の事業に対し必要な補助を行った。また、選定保存技術の展示事業を行った。

2. 技術者に対する生涯学習の支援

（1）技術者継続的能力開発事業（（独）科学技術振興機構運営費交付金の内数）

既に職に就いている技術者が継続的に技術能力の向上を図れるよう、インターネットを活用した技術者の能力開発、再教育のための教材を開発し提供した。また、科学技術分野の失敗の経験を共有し未然に防止するために、その知識・データ等を構造化したデータベースを構築して、インターネットで公開した。

第5章

その他ものづくり基盤技術の振興に関し必要な事項

第1節 国際協力

1. 政府間の技術協力

職業能力開発分野の政府間の技術協力として、(独) 国際協力機構 (JICA) を通じ、金属加工や溶接等のものづくり基盤技術に関する人材育成分野を含む専門家の派遣、研修員の受け入れ、開発途上国における研修の実施に対する協力を行った。

2. 国際機関等を通じた技術協力 (88百万円)

アジア太平洋地域の職業訓練の水準の向上等を目的とした ILO の地域プログラムであるアジア太平洋地域技能就業能力計画 (SKILLS-AP) を通じた協力として、ILO / SKILLS-AP と共催で政労使による地域の技能開発、ものづくりの振興及びその質の向上のためのワークショップ等を開催した。さらに、アジア太平洋経済協力 (APEC) 域内の人材養成分野の活動に対する協力として、域内の開発途上国の地域住民に基礎的な技能を付与する人材養成技能研修事業等を行った。また、東南アジア諸国連合 (ASEAN) を通じた人材養成分野への協力として、ASEAN 新規加盟4カ国 (CLMV 諸国：カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム) の官民の職業能力開発担当者を対象に、技能評価システムの導入を中心とした職業能力開発制度等に関する研修等を実施した。

3. 外国人研修生等の受け入れ等

(1) 研修・技能実習制度 (5億28百万円)

技能実習制度は、外国人研修生が、一定期間の研修後、研修成果の評価等を行った上で、引き続き雇用関係の下で実務を通して技術、技能等を修得することができる制度として1993年に創設されたものである。出入国管理及び難民認定法が改正され、2010年7月1日から新制度が施行されたことにより、原則として、入国1年目から「技能実習生」として、雇用関係の下で技術、技能等を修得できる制度となった。現時点における対象職種は製造業が中心となっている。制度の適正な実施のため、2010年度は(財) 国際研修協力機構 (JITCO) に委託し、技能実習成果の評価、技能実習生受け入れ機関に対する巡回指導、技能実習生に対する母国語電話相談及び各種の指導・

援助を実施した。

(2) 国際技能開発計画 (76百万円)

開発途上国の民間企業の在職熟練技能労働者を我が国の企業に研修生として受け入れ、将来これら諸国の民間企業の生産現場において指導的立場に立つ者を養成することを目的に、生産現場における工程管理等の管理監督的能力を付与する等の研修を実施した。2010年度は64名の研修生を受け入れた。

(3) 技能評価システム移転促進事業 (1億35百万円)

開発途上国に対し、我が国の技能評価システムのノウハウの移転を図ることを目的として、業界団体等の技能評価担当者に対する研修及び現地トライアル検定・普及活動等を実施した。

(4) 外国人留学生受入事業 (1億41百万円)

開発途上国における職業訓練体制の整備充実を目的として、職業能力開発総合大学校長期課程 (12名) 及び研究課程 (2名) へ留学生を受け入れ、職業訓練指導員として必要な専門科目、指導技法等の付与を行った。

4. 日本で培われたものづくり基盤技術を伝承するための協力

(1) 経済産業人材育成支援研修事業 (28億円)

開発途上国の産業人材に対し、日本企業が有する専門技術やノウハウ、経営管理手法等の習得に向けた研修事業を実施している。2010年度においては、東南アジアをはじめとする開発途上国の産業技術者や経営管理者等の人材を対象に、日本企業の民間企業の製造ライン等の企業の現場を活用した研修等を実施。

(2) 経済産業人材育成支援専門家派遣事業 (8億15百万円)

開発途上国の産業人材に対し、日本企業が有する専門技術やノウハウ、経営管理手法等の習得に向けた専門家派遣事業を実施している。2010年度においては、開発途上国の産業技術者や経営管理者等に対し、我が国からの

派遣専門家による座学講義や現地の企業現場でのOJTを含む技術指導等を実施した。

(3) 研究協力事業（6億円）

開発途上国単独の研究開発能力では解決困難な技術課題を我が国が有する技術やノウハウを活用して解決するため、開発途上国の研究機関等と我が国の科学研究機関、高等教育機関および民間企業等との連携による共同研究を実施している。2010年度においては、アジア諸国にお

いて環境・エネルギー分野を中心に研究協力を実施した。

(4) 産業人材裾野拡大支援事業（1億26百万円）

開発途上国の高等教育機関と連携し、日系企業への就職を志望する途上国人材の裾野拡大に向けた支援事業を実施している。2010年度においてはタイとベトナムの11大学の学生を対象に日本文化等の講義や現地進出日系企業における企業実習等を実施した。

第2節 情報通信技術の活用

1. 産学連携ソフトウェア工学の実践（23億70百万円）

現場の技術者の経験則等に委ねられていたソフトウェア開発に、工学的手法を導入すべく、ソフトウェアエン

지니어リング手法を開発・普及した。最初の適用分野として自動車分野を取り上げ、車載制御用基盤ソフトウェア等の開発を行うとともに、工学的手法を適用した。

第3節 ものづくり日本大賞

1. 第4回ものづくり日本大賞の募集

ものづくり日本大賞は、我が国の産業・文化の発展を支え、豊かな国民生活の形成に大きく貢献してきた「ものづくり」を着実に継承し、更に発展させていくため、製造・生産現場の中核を担っている中堅人材や、伝統的・

文化的な「技」を支えてきた熟練人材、今後を担う若年人材等、「ものづくり」に携わっている各世代の人材のうち、特に優秀と認められる人材等に対して内閣総理大臣賞等を授与するものである。2010年度においては、第4回ものづくり日本大賞の候補案件の募集活動を行った。